

江南観光みやげ品認定事業実施概要

1. 目的

江南市を訪れた観光客等におすすめできる自慢の一品を「江南観光みやげ品」として認定しPRすることで、土産品の品質の向上と販売の促進を図り、観光事業の振興に寄与することを目的とする。

2. 主催

江南市観光協会

3. 後援（予定）

江南市、江南商工会議所

4. 申請期間

令和8年1月26日（月）～令和8年4月3日（金）

5. 認定基準

- (1) 基本的に、年間を通じて販売している商品であり、店舗等で手軽に購入できること。
- (2) 食料品、工芸品、民芸品に該当するものであること。
- (3) 内容及び品質が優れていること。
- (4) 表示及び包装が適切であること。
- (5) 価格が適正であること。
- (6) 郷土色豊かなものであること。
- (7) 食料品については食品衛生法（昭和22年法律第233号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、観光土産品の表示に関する公正競争規約（昭和41年公正取引委員会告示第6号）その他関係法令に定める基準に適合していること。

6. 申請

(1) 申請資格

申請することができる事業者は、江南市観光協会の会員とし、今後も引き続き会員を継続する意思があること（年会費1口1万円より）。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者でないことと、江南市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこととする。

(2) 申請方法

江南観光みやげ品認定申請書（様式1）又は江南市観光協会が用意する申請フォームに所要事項を記入し、商品の画像と商品見本を添えて申請期間中に江南市観光協会事務局（市役所商工観光課内）へ申請する。

(3) 申請数

申請数は、1事業者につき1品のみとする。

(4) 江南市に係る象徴を利用しようとするときは、関係機関に許可を得て利用するものとする。

7. 認定結果

認定結果は、申請者に文書で通知する。

8. 認定期間

認定した土産品の有効期間は、認定の通知から3年間とする。

9. 認定した土産品のPR方法

- (1) 江南観光みやげ品パンフレット（仮称）への掲載
- (2) 江南市観光協会ホームページ及びX等SNSでの紹介
- (3) その他江南観光みやげ品として各種方法での紹介

10. 認定の取消し

次のいずれかに該当する場合は認定を取り消す。

- (1) 虚偽の申請に基づき認定を行ったと認められるとき。
- (2) 事業者等の資格を満たさないことが確認されたとき。
- (3) 商品の要件を満たさないことが確認されたとき。
- (4) 商品の認定に重大な支障を及ぼす恐れがある行為があったとき。
- (5) 前号に掲げるもののほか、会長が江南観光みやげ品として認定することが不適切であると認めるとき。

11. 損害に関する責任

- ・商品の生産、販売、提供等により事故等が発生した場合は、申請者がその賠償責任を負うものとし、事故等の内容をすみやかに観光協会に報告すること。
- ・認定の取消により損害が生じた場合でも、観光協会はその責任を負わない。